

第 2 次 勸 告

～ 「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大 ～

平成20年12月8日

地方分権改革推進委員会



目 次

はじめに	1
第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大	3
1 義務付け・枠付けの見直しの基本的考え方	3
(1) 見直しの必要性	3
(2) 見直しの経緯	4
2 義務付け・枠付けの見直しの方針	5
(1) 本勧告で取り上げる義務付け・枠付けの範囲設定	5
(2) 見直しの具体的な方針	6
(3) 義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定	6
3 義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断	9
4 義務付け・枠付け見直しの今後の進め方	27
第2章 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大	28
1 国の出先機関の見直しの基本的考え方	28
(1) 国の出先機関の現状と認識	28
(2) 見直しの基本的考え方	29
(3) 検討の経緯	29
2 事務・権限の見直しの考え方	31
3 組織の見直しの考え方	32
(1) 見直しの基本的考え方	32
①「二重行政」の弊害を是正する観点等から組織の見直しを検討するもの	32
②現行の組織を残すもの	32
(2) 地域との連携やガバナンスの確保の仕組み	33
①府省を超えた総合的な出先機関と地元自治体との協議の仕組み	33
②公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み	33
4 出先機関の改革の実現に向けて	34
5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革	36
(1) 事務・権限の見直し	36
(2) 組織の改革	36
①個別出先機関の組織の改革の方向	36
②地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）の設置のイメージ	38
6 事務・権限と組織の見直しに伴う人員及び財源の取扱い	41
(1) 人員の移管等の取扱い	41

(2) 財源の手当ての取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

別紙1 義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断

別紙2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表

別添試算（国の出先機関改革に関する試算）

はじめに

地方分権改革推進委員会（以下「当委員会」という。）は、本年5月28日に第1次勧告を政府に提出した。そこでは、国と地方の役割分担の基本的な考え方を明らかにするとともに、それに基づいて、「重点行政分野の抜本的見直し」、「基礎自治体への権限移譲の推進」、「補助対象財産の財産処分の弾力化」について取り上げ、具体的な改革案を政府に提言した。また、第2次勧告に向けた検討課題として、「国の出先機関の改革の基本方向」や、「法制的な仕組みの横断的な見直し等」を挙げた。

今回の第2次勧告は、これを受けたものである。

地方分権改革は、住民に身近な行政に関する企画・決定・実施を一貫してできる限り地方自治体にゆだねることを基本として、「地方政府」の確立を目指しつつ、国と地方の役割分担を徹底して見直す取り組みである。

第2次勧告の2つの柱は、「義務付け・枠付けの見直し」と「国の出先機関の見直し」である。

「地方政府」の確立には、自治行政権の確立だけでなく、自治立法権の確立が不可欠である。このためには、地方自治体の条例制定権を拡充し、法制的な観点からも地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大するとともに、自らの責任において条例を制定し、行政を実施する仕組みを構築することが必要である。

こうした観点から、第1章「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」では、地方自治体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っている「義務付け・枠付け」について取り上げている。見直しを行うに当たっては、まず、各府省の協力を得て、これまで明らかでなかったその全体像を法律の条項単位で横断的に整理し、明らかにした。次いで、これをそのまま存置してよいかどうかのメルクマール（判断基準）を設定し、把握した全条項について該当・非該当の判断をこの勧告で示すとともに、今後の見直しの進め方について提言している。

自治行政権の拡充に関して、当委員会は、既に第1次勧告で、都道府県から基礎自治体への権限移譲の推進を提言した。国から地方自治体への事務・権限の移譲を本格的に取り上げることが、次の課題となる。

国の出先機関は、多数の職員と予算を持ち、国の実施事務の多くを担っているが、地方自治体との「二重行政」や、国民、住民の目が届かないなどの問題が指摘されている。国から地方自治体への権限移譲の検討にあたり、出先機関の見直しを避けて通ることはできない。国と地方を通じて簡素で効率的な行政を実現しつつ、こうした弊害を排除し、住民の目が届くような仕組みを導入するためには、府省別・分野別に縦割りで組まれてきた出先機関の組織のあり方を大きく転換する必要がある。こうした観点から、第2章「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」では、「骨太の方針」

¹で政府からかねて検討要請がなされていた 8 府省 15 系統の出先機関について、国と地方の役割分担を踏まえ、事務・権限の見直しや組織の見直しの具体的な改革の方向を提言している。

¹ 「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）

第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

1 義務付け・枠付けの見直しの基本的考え方

(1) 見直しの必要性

今次の地方分権改革は、自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「完全自治体」としての「地方政府」を確立することを目指すものである。

第1次地方分権改革では、広い意味での関与の縮小廃止方策に改革の主眼が置かれた。特に、通達等による関与を縮小廃止するための方策として、機関委任事務制度を全面廃止した上で、地方自治体の事務を新たに自治事務か法定受託事務のいずれかに区分したが、原則として自治事務とすることとし、法定受託事務については、その定義とメルクマール（判断基準）を定めた上で、これに該当するものに限った。また、自治事務、法定受託事務の区分に応じて、地方自治体の事務に対する国、都道府県の関与について、その基本類型を定めるとともに、自治事務について基本類型以外に特別な関与（同意、許可・認可・承認、指示）を許容する場合のメルクマールを定めた。

しかしながら、「地方政府」の確立には、行政権の分権だけでなく立法権の分権が不可欠である。このため、条例により法令の規定を「上書き」する範囲の拡大を含めた条例制定権の拡充の必要があり、法制的な観点から、地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大するとともに、自らの責任において行政を実施する仕組みを構築することが必要である。

このような認識の下に、地方分権改革推進法¹第5条では、「行政の各分野において地方公共団体との間で適切に役割を分担することとなるよう、……地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け……の整理及び合理化その他所要の措置を講ずる」こととしている。この「地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け」を本勧告では「義務付け・枠付け」と呼んでおり、この見直しこそが立法権の分権にほかならない。「義務付け」とは、一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けることをいい、一定種類の活動に係る計画策定の義務付けも含む。「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うことをいう。もっとも、「義務付け」、「枠付け」は連続的な概念であることから、これを分けて用いることはせず、本勧告では、「義務付け・枠付け」を一体として見直しの対象としている。

¹ 地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）

(2) 見直しの経緯

このような基本認識に立って、当委員会は、「中間的な取りまとめ」（平成19年11月16日）において、自治事務を対象として、そのうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものについて、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」を設定し、昨年末、これに該当しない場合に、義務付け・枠付けを原則として廃止することを各府省に求める調査¹を行った。

各府省の回答内容を検証した結果として、第58回委員会（平成20年9月22日）において、約1万に及ぶ義務付け・枠付けについてメルクマール該当性の案を示した「メルクマール該当性についての委員会としての考え方」を公表した。ここでは、当初示したメルクマールに加え、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」を設定した。当委員会は、これについて各府省に意見を求めるとともに、ここでメルクマールに該当しないとされているものについて、再度、義務付け・枠付けを原則として廃止することを各府省に求める調査²を行った。

各府省から回答を得た後、当委員会では、当委員会として「メルクマール非該当」と判断しているのに対し、各府省が「メルクマール該当」と判断しているもの、又は「非該当だが、なお存置が必要」と判断するもののうち、なお精査の必要があると認めたものについて各府省からヒアリングを実施してきた。この結果、この度、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」、及び「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」、並びに条項単位での該当・非該当の判断について結論を得たものである。

¹ 「地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査について（依頼）」（平成19年12月19日府分権第120号内閣府地方分権改革推進委員会事務局長発各府省等事務次官等宛）

² 「第58回委員会「メルクマール該当性についての委員会としての考え方」を踏まえた地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査について（依頼）」（平成20年9月22日府分権第112号内閣府地方分権改革推進委員会事務局長発各府省等事務次官等宛）

2 義務付け・枠付けの見直しの方針

(1) 本勧告で取り上げる義務付け・枠付けの範囲設定

本勧告は、地方自治体が自らの責任において行政を実施する仕組みを構築するとの観点から、自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものを見直しの対象とし、具体的には、その対象範囲を次のとおり設定している。

地方自治体の事務の処理又はその方法に関する法律の規定のうち、原則として条項を単位として、(a)及び(b)に該当するものであって、(c)に該当するものを除いたもの。

(a)自治事務であること。

(b)事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）を義務付けていること。

(c)事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）について、条例による自主的な決定又は法令による義務付けの条例による補正（補充・調整・差し替え）を認めていること。

なお、あわせて、全国知事会「第二期地方分権改革」への提言等について」（平成19年7月25日）、同「国の関与の廃止等について（追加分）」、及び全国市長会「支障事例を踏まえた主な改革の方向」（以下「全国知事会、全国市長会の提言等」という。）のうち、自治事務に係る国の法令による義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小を求める項目に係る条項¹については、見直し対象に加えている。

法定受託事務を除外し、自治事務を対象として見直しを実施するのは、次を踏まえたものである。すなわち、自治事務については「国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない」（地方自治法第2条第13項）とされていること。他方、法定受託事務については、「国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」（同法第2条第9項第1号）であり、国・都道府県は、都道府県・市町村が「法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる」（同法第245条の9）とされていること。法定受託事務であっても、その目的を達成するために必要な最小限度の義務付け・枠付けでなければならないことは当然である。

¹ 下記3「義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断」に一覧表で掲載している。

(2) 見直しの具体的な方針

(1) で設定した範囲の義務付け・枠付け（以下「見直し対象条項」という。）については、地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大すべきとの観点から、条項を単位として、(3) に掲げるメルクマールに該当する条項（見直し対象条項のメルクマール該当・非該当の判断は3による。）を除き¹、

- ①廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）、
 - ②手続、判断基準等の全部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、
 - ③手続、判断基準等の一部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、
- のいずれかを見直しを行う必要がある。その際には、①から③までの順序で見直しを行うべきである。

(3) 義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定

(2) による義務付け・枠付けの見直しにあたって、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」を次のとおり設定した。前者は、国と地方自治体の役割分担の一般原則等を踏まえて「中間的な取りまとめ」において当委員会が提示したものであり、さらに各府省の回答を精査する過程においてその一部を明確化したものである（iv-a から g まで）²。後者は、同じく各府省の回答を精査する過程において、前者には該当しないが、なお見直し対象条項を現状のままで残さざるを得ないと当委員会が判断したものである³。

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール

- i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合
- ii 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合
- iii 地方自治に関する基本的な準則（民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹）に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合

¹ 当委員会としては、義務付け・枠付けのメルクマール該当性の判断を、条項を単位として行った。したがって、本勧告では、メルクマールに該当している内容を含んでいても、同時に、メルクマールに該当していない部分も含まれていれば、当該条項全体としては、メルクマール非該当と判断している。

² 第57回委員会（平成20年9月16日）

³ 第57回委員会及び第66回委員会（平成20年11月19日）

- iv 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの
 - b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定しているもの
 - c 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定（保険と整合的な給付を含む。）のうち、地方自治体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって全国的な制度を構築しているもの
 - d 指定・登録機関の指定・登録（地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る。）に係るもの
 - e 国・地方自治体間、地方自治体相互間の情報連絡・意見聴取（協議・調整を除く。）に係る規定のうち、都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、また、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの（民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く。）以外のもの
 - f 地方自治体間の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手続に関するもの
 - g 国・地方自治体間の同意（地方分権推進計画（平成10年5月）第2の4(1)カ(ア) a 及び b に該当するものに限る。）、及び許可・認可・承認（同計画第2の4(1)キ(ア) a から e までに該当するものに限る。）¹に係る規定（第1次勧告の第2章「重点行政分野の抜本的な見直し」の勧告事項として盛り込ま

¹ 「地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）」（抄）
 第2 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係
 4 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等のあり方
 カ 同意

(ア) 国は、地方公共団体の行政については、地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県と当該地方公共団体との間で協議をする場合においては、以下の場合等国又は都道府県の当該協議に関する施策と地方公共団体の当該協議に関する施策との整合性を確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生じると認められるときを除き、当該協議について当該地方公共団体に対する国又は都道府県の同意を要することのないようにしなければならない。

- a 法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を地方公共団体が作成する場合
- b 地方公共団体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準を元に関係地方公共団体が計画を作成する場合

(イ) (略)

キ 許可、認可及び承認

(ア) 国は、地方公共団体の行政については、以下の場合等地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県の許可、認可又は承認を要することとすること以外の方法によって当該自治事務の処理の適正を確保することが困難であると認められるときを除き、地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県の許可、認可又は承認を要することのないようにしなければならない。

- a 刑法等で一般的には禁止されているが特別に地方公共団体に許されるような事務を処理する場合
- b 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合
- c 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合
- d 法人の設立に関する事務を処理する場合
- e 国の関与の名あて人として地方公共団体を国と同様に扱っている事務を処理する場合

(イ) (略)

れた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。)

- v 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vi 広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vii 国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

**「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、
残さざるを得ないと判断するもののメルクマール**

- ア 地方自治体による行政処分など公権力行使（これに準ずるものを含む。）にあたっての私人保護（行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続の一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、公権力行使にあたっての身分証携帯義務、刑事手続における人身拘束にあたっての人権擁護、個人情報保護に限る。）、地方自治体による事実証明（証明書、手帳交付）、及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定
- イ 全国的に通用する士業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許可・認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定
- ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの（政省令、告示への委任規定を含む規定を除く。）
- エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの
- オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規定
- カ 刑法で一般的には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するための条件設定に係る規定
- キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの

3 義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断

見直し対象条項のうち、2（3）に掲げるメルクマールに該当するもの及び該当しないものとして当委員会で結論の得られたものは別紙1で示すとおりであり、482法律10,057条項のうちメルクマールに該当するものは4,389条項、該当しないものは4,076条項である¹。

【別紙1】義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断

なお、別紙1に掲げた条項は、各府省に対して調査を行い、見直し対象条項として回答があったものを踏まえて、当委員会として精査を加えたものである。この調査を行うに先立って、「中間的な取りまとめ」では、「自治事務でありながら、義務付け・枠付けをしている場合についてここで何ら回答がなかったときは、義務付け・枠付けの必要がないものという前提で作業を進める」としていたところであり、当委員会としては、仮に、別紙1に掲げた条項以外に見直し対象条項に該当するものがあるとするれば、2（2）により見直しを行う必要があると判断している。

別紙1に掲げた条項のうち、全国知事会、全国市長会提言等で取り上げられているものは次のとおりであり、53法律の184条項のうちメルクマールに該当するものは15条項、該当しないものは165条項である²。

(凡例)

<列の項目>

法律	条	項	メルクマール該当 非該当の 判断	全国知事会、全国市長会提言等（要旨）
----	---	---	------------------------	--------------------

<メルクマール該当非該当の判断>

メルクマールに該当するものについては2（3）の各メルクマールの記号を、メルクマールに該当しないものについては「×」を記入している。

<全国知事会、全国市長会提言等（要旨）欄の表記>

（全国知事会）：全国知事会「『第二期地方分権改革』への提言等について」（平成19年7月25日）

（全国知事会・追加分）：全国知事会「国の関与の廃止等について（追加分）」（平成19年10月23日）

（全国市長会）：全国市長会「支障事例を踏まえた主な改革の方向」（平成19年10月3日）

¹ このほか1,592条項は準用・適用・読替規定であり、特段の必要がない限り、準用・適用読替の対象となる条項においてメルクマール該当・非該当の判断を行っている。

² このほか4条項は準用・適用・読替規定。メルクマール該当・非該当の判断については同上

<地方自治>

地方自治法	第158条	第3項	×	○予算・決算、条例の制定改廃、内部組織の設置に関する条例の大臣届出、報告 予算、決算及び条例の制定改廃に関する総務大臣（都道府県知事）への報告並びに内部組織の設置に関する条例の制定改廃に関する届出は、自治の観点から廃止すべき。 (全国知事会・追加分) 知事に対する条例の制定・改廃、予算に関する報告義務を廃止する。 (全国市長会)
	第219条	第2項	×	
	第233条	第6項	×	
	第252条の17の11		×	
	第286条	第1項	iii iv (a、g)	○一部事務組合、広域連合の規約変更等に係る総務大臣、都道府県知事の許可 規約変更については、地域の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を可能にするため、関係地方公共団体の判断に任せるべきで、一部事務組合の解散及び事務委託や協議会の設置のように関係地方公共団体の協議が調べ済むこととし、総務大臣（都道府県知事）には届出とすべき。 (全国知事会・追加分)
	第291条の3	第1項	iii iv (a、g)	

<警察>

交通安全対策基本法	第17条	第2項	×	○都道府県交通安全対策会議の組織の義務付け 交通安全対策会議については、法令により会議の設置や構成員が定められており、地域の県民からの意見等の反映に苦慮している。地域の実情に応じた柔軟な対応を可能にするため、各都道府県が任意に設置や運用ができるようにすべき。また、委員の選任についても法令による委員の構成の指定を廃止する等、都道府県の主体的な判断で選任できるようにすべき。 (全国知事会・追加分)
	第17条	第3項	×	

<国土・土地>

国土利用計画法	第9条	第10項	×	○土地利用基本計画に係る国土交通大臣の協議、同意 土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議、同意及び国の地方支分部局との事前調整は、地域の実態に応じた柔軟かつ迅速な計画策定の阻害要因となっているため廃止すべき。 (全国知事会)
公有水面埋立法	第23条	第2項	×	○埋立免許を受けた者による工作物の設置に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣への報告 ○埋立地の権利移転等に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議 ○埋立地の用途外使用に係る都道府県知事の許可に係る国土交
	第27条	第3項	×	
	第29条	第3項	×	

	第33条	第2項	×	<p>通大臣の協議</p> <p>○法令違反等に対する都道府県知事の改善命令に係る国土交通大臣への報告</p> <p>港湾管理者が背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行うため、海域管理（公有水面埋立）に関する認可や協議等は廃止すべき。また、用途変更や権利移転等の制限期間についても短縮、撤廃をすべき。（全国知事会）</p>
--	------	-----	---	--

<都市>

都市計画法	第18条	第3項	×	<p>○都道府県の都市計画の決定に係る国土交通大臣の協議、同意</p> <p>地域における主体的なまちづくりを行うため、協議、同意を必要とする「国の利害に重大な関係がある都市計画」を具体的に明記し、協議、同意を必要としない範囲を拡大すべき。（全国知事会）</p>
	第19条	第3項	×	<p>○市町村の都市計画の決定に係る都道府県知事の協議、同意</p> <p>市町村が行う都市計画決定に際し、広域調整及び都道府県都市計画との適合性の観点から都道府県知事の協議、同意が義務付けられているが、地域の実情に即したまちづくりを自らの判断で迅速に進めることができるように、広域に影響を及ぼさないもの等（地区計画、小規模な市街地開発事業等）に係る協議、同意を廃止し、協議、同意を必要とする範囲を縮小すべき。（全国知事会・追加分）</p>
	第19条	第4項	×	<p>都市計画については、そのすべての決定権限を市に移譲するとともに、市決定の都市計画における都道府県等との協議、同意を廃止し、都道府県からの意見聴取、都道府県への報告とする。また、三大都市圏に係る特例措置を廃止する。（全国市長会）</p>
	第23条	第1項	×	<p>○都道府県の都市計画区域の整備方針等の策定に係る農林水産大臣の協議</p> <p>地域における主体的なまちづくりを行うため、区域マスタープランの決定等に係る関係大臣への協議、意見聴取に係る事務は都道府県及び市町村に移譲し、都道府県及び市町村において協議手続きが完結するようにすべき。（全国知事会）</p>
	第59条	第2項	ivg	<p>○都道府県の都市計画事業の施行に係る国土交通大臣の承認</p> <p>既決定の都市計画に即して都道府県が実施する都市計画事業及び公共下水道の設置に関する国土交通大臣の認可は廃止すべき。（全国知事会）</p>

中心市街地の活性化に関する法律	第9条	第1項	×	○中心市街地活性化基本計画 中心市街地の活性化は地域が自主的・主体的に取り組むべきであり、市町村が策定する中心市街地活性化基本計画の国による認定は廃止すべき。 (全国知事会)
-----------------	-----	-----	---	---

<道路>

道路法	第30条	第1項	×	○道路構造・道路標識の基準 地域の実情に即した道路整備を行うため規制的な通知通達は廃止するとともに、技術的基準である道路構造令は縮小すべき。 (全国知事会)
	第30条	第2項	×	
	第45条	第2項	×	道路標識について、周辺環境に調和させるため、地域の特性に応じて柔軟に対応できるよう基準を緩和すべき。(特区の全国展開) (全国知事会)
	第74条	第1項	×	○都道府県道の路線の認定、変更、廃止に係る国土交通大臣の協議 自治事務であり自治体の役割と責任を明確にするため、都道府県道の認定、変更、廃止の国土交通大臣の協議は廃止すべき。 (全国知事会)

<河川・災害>

河川法	第13条	第2項	×	○河川管理施設等の技術的基準(準用河川関係) 河川管理施設の新設、改良、管理に関する技術的基準は縮小すべき。 (全国知事会)
	第79条	第2項	×	○河川整備計画等に係る国土交通大臣の協議、同意(準用河川関係) 住民の安全な生活を確保する観点やまちづくりの観点等、地方の主体的な判断で管理や事業が実施できるよう、河川整備計画の国土交通大臣の協議、同意等は廃止すべき。 (全国知事会)
災害対策基本法	第40条	第3項	×	○都道府県地域防災計画の作成、修正に係る協議 地域防災計画策定に係る国との協議は、地域の実態に応じた柔軟かつ迅速な計画策定の阻害要因となっているため廃止した上で、報告又は届出とし、必要に応じて助言する仕組みとすべき。 (全国知事会)
海岸法	第27条	第2項	×	○海岸保全施設の工事施工に伴う主務大臣の承認 住民の安全な生活を確保する観点やまちづくりと防災対策の一体性の観点から、地方の主体的な判断で管理や事業が実施できるよう、海岸保全施設の新設又は改良工事を施工しようとするときの主務大臣の承認は廃止すべき。 (全国知事会)